

# 定 款

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、光世証券株式会社と称し、英文では、  
The Kosei Securities Co., Ltdと表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 金融商品取引法に定める金融商品取引業
2. 前号の業務のほか、金融商品取引法その他の法律により金融商品取引業者が営むことができる業務
3. その他全各号に付随又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、2, 0 0 0万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 本会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 本会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1)．会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2)．会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3)．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4)．次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 本会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- 3．本会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 本会社が発行する株券の種類、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

## 第 3 章 株 主 総 会

(基 準 日)

第 13 条 本会社は、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集)

第 14 条 本会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集する。

- 2．臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。
- 3．株主総会は、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

この場合、株主または代理人は代理権を証明する書面を本会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使できる株主の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使できる株主の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。

(参考書類等のインターネット開示)

第 18 条 本会社は、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

(議 事 録)

第 19 条 株主総会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 本会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8 名以内とする。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期満了のときまでとする。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会の決議により、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、ならびに取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 24 条 取締役会は、前条の役付取締役のなかから代表取締役を選定する。

(相談役および顧問)

第 25 条 取締役会の決議により、本会社に相談役および顧問を置くことができる。

(取締役会)

第 26 条 取締役会は法令ならびに定款に定める事項を決定する。

2. 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役会の招集者および議長)

第 27 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 28 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。

ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 29 条 本会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 30 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決定する。
2. 本会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 31 条 取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

- 第 32 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

- 第 33 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。

(監査等委員会規程)

- 第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第 6 章 役員等の責任免除

(取締役等の会社に対する責任の免除)

- 第 35 条 本会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役等の責任の制限)

- 第 36 条 本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により非業務執行取締役等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が定める金額とする。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(期末配当金の除斥期間)

第 40 条 期末配当金が、支払開始日から満3年経過してもなお受領されないときは、本会社はその支払義務を免れる。

2. 未払いの期末配当金には利息をつけない。

## 附 則

(社外監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 第 60 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条の定めるところによる。